

認定NPO法人を目指しませんか！



●認定NPO法人って何？

認定NPO法人とは、所轄庁から「組織運営や事業の実施が適切に行われており、その活動が公益の増進につながっている」と認定されたNPO法人のことです。

●認定NPO法人になるメリットは？

認定NPO法人への寄附者が税制上の優遇措置を受けられることで寄附金が集めやすくなるほか、法人の組織力を高めていく上でも様々な良い効果が得られます。

①税制上の優遇措置

対象		内容
認定NPO法人への寄附者にとって	個人	「寄附金控除」が適用され、確定申告をすることで所得税と住民税の還付が受けられます。※1
	法人	一般の寄付金に係る損金算入限度額とは別枠で「特別損金算入限度額」が使えるようになります。※2
	相続人	寄附した相続財産は相続税が非課税となります。
認定NPO法人自身にとって		収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合、この分を寄附金とみなして一定の範囲で損金算入できる「みなし寄附金制度」により、収益事業の法人税を軽減できます。※3

※1 個人の寄附金控除

●所得税→所得控除又は税額控除を選択

所得控除： $\{ \text{所得金額} - (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \} \times \text{税率} = \text{所得税}$ （寄附金額は総所得額の40%限度）

税額控除： $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 0.4$ を所得税額から控除（所得税額の25%限度）

●住民税→居住する県と市町の両方で条例の定めにより税額控除の対象となる場合

税額控除： $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times 0.1$ （寄附金額は総所得額の30%限度）

※2 法人の特別損金算入限度額

資本金等がある法人（会社・組合等）： $(\text{資本金等} \times 0.375 + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$

資本金等がない法人（NPO法人等）： $\text{所得金額} \times 6.25\%$

※3 みなし寄附金制度

控除限度額：「所得の50%」か「200万円」の高い方

②法人組織運営上の効果

社会的な信頼度のアップ	組織運営や事業活動が適正であることがアピールでき、一層の情報公開により社会的な信頼度が高まります。※4
法人の組織体制の強化	認定の取得を通じて法人内でミッションの再確認、今後の方向性の共有化が図られ、結束力が高まります。

※4 県もホームページで認定NPO法人の活動をご紹介します、PRを支援しています

●認定NPO法人になるには？

認定NPO法人となるための基準は以下のとおりです。

(実績判定期間：初回は直前の2事業年度。認定の有効期間：5年間（更新制）)

- ①パブリックサポートテスト（PST）要件をクリアしていること※5
- ②総事業費に占める「共益的な活動」への支出の割合が50%未満であること
- ③組織運営及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適切であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥期限内に所轄庁に事業報告書等を提出していること
- ⑦法令違反等がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること

※5 パブリックサポートテスト（PST）要件とは

「一般市民に支持されている度合い」を示すもので、「寄附金」の集まり具合で計られます。

- 相対値基準：総収入額のうち、寄付金収入の占める割合が20%以上
 - 絶対値基準：年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
- いずれかを達成することでクリア！

「NPO法人を設立してから日が浅く、PST要件のクリアが難しい…」というときは

～仮認定NPO法人制度～

①のPST要件以外の②～⑧の基準を満たしていれば、設立後5年以内の1回限り、認定NPO法人と同等の特典を受けることができる「仮認定NPO法人」の制度があります（有効期間：3年間）。まずは仮認定を取得して、寄附金を集めやすくしてから認定を目指すという方法です。※6

※6 仮認定NPO法人制度の留意点

- ・相続財産寄附の非課税、みなし寄付金制度は仮認定NPO法人には適用されません。
- ・平成29年4月1日以降は「特例認定法人」に名称が変わりますが、制度内容に変更はありません。

●認定NPO法人申請の具体的な手続は？

各所轄庁の申請窓口は以下のとおりです。また、静岡県では県ホームページ（「ふじのくにNPO」<http://www.npo-fujinokuni.jp/>）に「認定特定非営利活動法人事務の手引」を掲載しているほか、県内3ヶ所のふじのくにNPO活動センターで認定・仮認定取得についての御相談、申請書類作成等のお手伝いしていますので是非ご利用ください。

■認定申請窓口

所轄庁	担当課	連絡先
静岡県	くらし・環境部県民生活課 協働推進班	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL 054-221-3726
静岡市	市民局市民自治推進課 市民協働促進係	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 TEL 054-221-1372
浜松市	市民部市民協働・地域政策課 市民協働グループ	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 TEL 053-457-2094